

議案第15号

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の全部改正について

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を
次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年9月天理市条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」とい
う。）第34条の16第1項の規定により児童の身体的、精神的及び社会的な発達
のために必要な保育の水準を確保するものとして、家庭的保育事業等の設備
及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」
という。）において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第3条 第1条の基準は、この条例に定めるもののほか、基準省令の定めると
ころによる。

（暴力団の排除）

第4条 家庭的保育事業者等は、天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市
条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があってはならない。

（家庭的保育事業の職員の特例）

第5条 家庭的保育事業に従事する職員は、2人を下回らないこととする。

（その他）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。